

防衛・風力発電調整法の施行に伴う 再エネ特措法上の対応について

2024年10月22日
資源エネルギー庁

防衛・風力発電調整法の施行に伴う再エネ特措法上の対応（案）

- 防衛・風力発電調整法（以下「新法」という。）では、指定区域内に陸上風力発電設備を設置する場合、工事計画届出（環境アセス手続の評価書終了後のタイミング）から着工前までに、設備位置・風車高等の防衛大臣への届出が義務付けられる。届出に対し、防衛大臣は防衛レーダーへの影響の有無を事業者へ通知し、影響がある場合、通知日から最長2年間、着工が禁止される。
- FIT/FIP制度では、環境アセス手続の方法書の着手時点でFIT/FIP認定が可能となるため、一般的な想定事業フローでは、新法に基づくプロセスは、FIT/FIP認定～運転開始に行われる。
- このため、関係法令遵守の観点から、今後の陸上風力発電設備のFIT/FIP認定は、新法に基づくプロセスを適切に行うことを条件とする「条件付認定」とし、新法のプロセスが遵守されない場合にはFIT/FIP認定取消しの対象となることを明確化してはどうか。

（※）なお、FIT/FIP認定に当たって、認定しようとする事業計画の情報について、防衛省に情報共有を行うこととしてはどうか。
その時点で防衛省から懸念が示された場合、FIT/FIP認定と同時に、防衛省に事前相談を行うよう行政指導をしてはどうか。

（※）最長2年間の着工禁止期間について、FIT/FIP制度の運転開始期限と失効期限を延長すべきかが論点となるが、新法の趣旨を踏まえ、再エネ発電事業者に対し、風力発電設備の設置等により防衛レーダーへの障害が生ずるおそれを回避するための行動を促す観点から、期限の延長は行わないこととしてはどうか。

